

公益法人・一般法人で働く皆様に支援します！

公益認定申請および公益法人の運営に関する オンライン相談会（内閣府受託）

オンライン
第6回

相談費用は**無料**です。 **今年度最終回**、ぜひご活用ください！

【開催日】2023年3月8日（水）

①13:00～、②14:00～、③15:00～、④16:00～（各50分）

* ご希望のお時間をお選びいただけますが、担当相談員の専門分野とのマッチングによりご希望と異なる時間帯となる場合もございます。

【相談員】内閣府の委嘱を受けた法律・会計の専門家等
（相談員は各事務所等のパソコン端末から参加）



◎ オンラインミーティング用ツール**Zoom**を使用します。

◎ **当日のご参加（接続）**は法人様にてご用意いただいた**パソコン、タブレット等1台**（カメラ・マイク付）に限らせていただきます。※ 移動しながらのスマホ等での相談はご遠慮ください。

☞ **公益法人**の方は、運営全般（機関運営、財務・会計、税務、組織再編等）のご相談をお受け致します。

例えば…

- ・理事会・社員総会（評議員会）の開催、行政庁への届出について。
- ・決算見込の作成とともに財務基準の試算をおこなっているがアドバイスがほしい。
- ・公益目的事業の変更を検討中。変更認定申請・届出が必要？

☞ **一般法人**の方は、公益認定申請や公益目的支出計画に関するご相談のみお受け致します。

例えば…

- ・公益認定申請を検討しているが、作業の優先手順はどうすればよいのか？
- ・継続事業が計画通り実施できず困っている。変更認可申請は必要か？

参加ご希望の方は、**公益法人協会HP（トップページ）「新着情報」**より相談会申込票をダウンロードの上、メール添付にてお申込みください。

<https://www.kohokyo.or.jp>（公益法人協会HP）

締切：3月1日(水)

【お願い】

- ・相談会申込票には、ご相談の内容について具体的にご記入をお願いいたします。
- ・相談会では、法制度に関するご相談には弁護士が、会計・税務に関するご相談には公認会計士もしくは税理士等が対応いたします。お申込票にご記入いただいたご相談内容に、両方の分野が混在している場合は、法律系あるいは会計系いずれか1名の専門家に割り振らざるを得ないことをあらかじめご了承ください。また、公益法人協会の相談員が対応させていただく場合もございます。
- ・原則、先着順に受付いたしますが、全国の法人にご参加いただけるよう、地域別に参加法人数に上限を設ける場合がございます。また、できるだけ多くの方にご参加いただきたいという観点から、今年度内で連続してのご参加はご遠慮いただく場合がございます。

お問合せ：（公財）公益法人協会 相談会事務局（担当：松野・上曾山）

TEL: 03-4500-9166 email: yoyaku@kohokyo.or.jp

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15 イントランス本駒込ビル7階